

「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた 北陸地方整備局の工事の入札・契約について

令和5年4月

※今年度の変更点については、**赤文字**で記載しています。

発注金額別の入札契約方式（イメージ）

【工事】

発注金額	入札方式	総合評価落札方式 (実施イメージ)		施工体制 確認型
6.8億円	一般競争入札 (政府調達協定対象)	技術提案評価型		予定価格が 1千万円超過 (H19.4～)
3億円	【本官】 一般競争入札			
	【分任官】 一般競争入札		施工能力評価型	

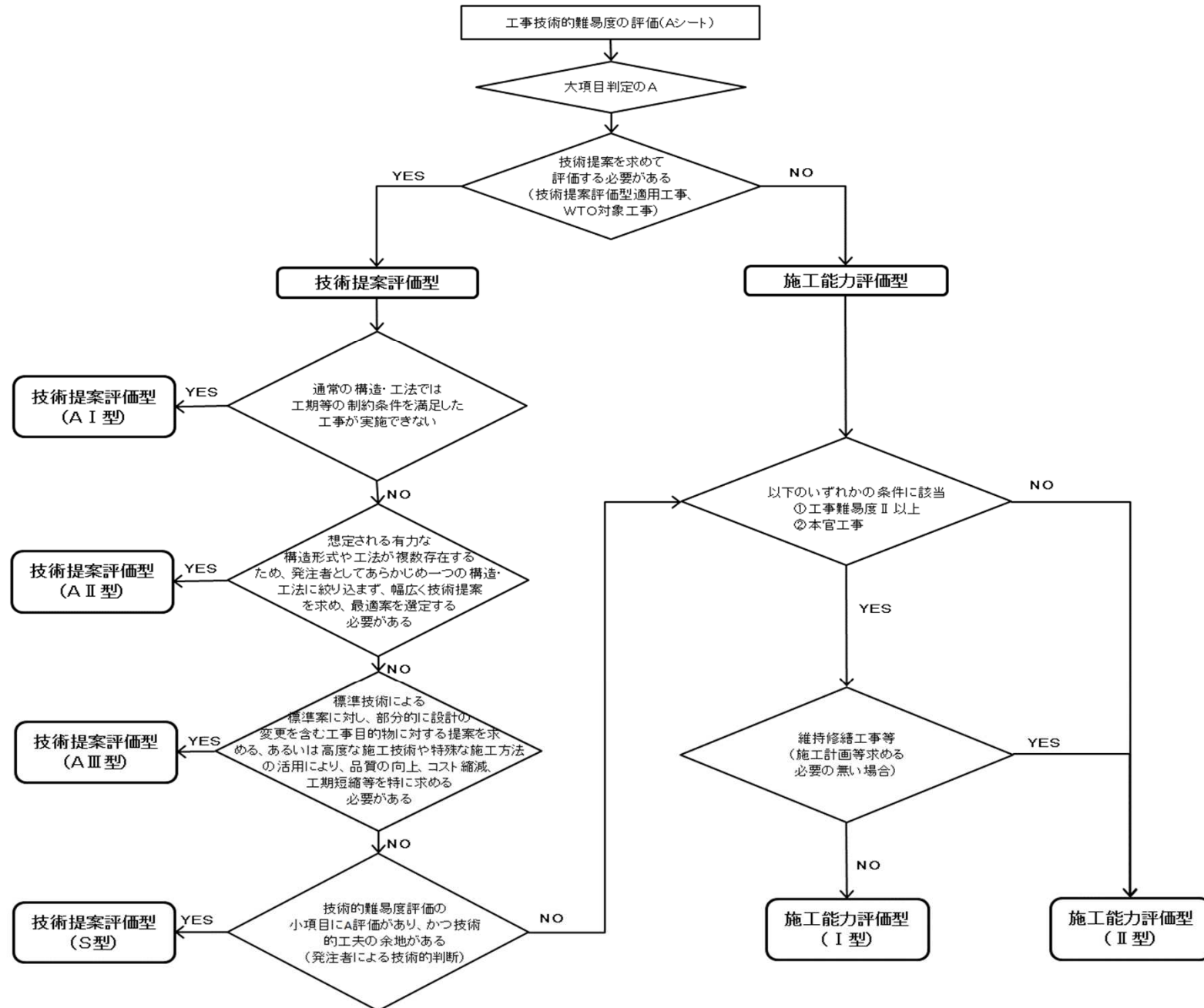
※原則、全ての工事を対象に一般競争を適用。
災害復旧工事等で、緊急に発注しなければならない場合は除く。

総合評価落札方式（二極化）

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	実績で評価	優・良・可・不可の4段階で評価(点数化)	点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型
	← 施工能力を評価する →		← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

総合評価タイプ選定フロー



総合評価タイプ選定表 工事技術的難易度対応表

総合評価方式のタイプ選定表

工事難易度タイプ	判定	A区分有無	総合評価タイプ	備考
I	易	—	施工能力評価型II型	本官はI型
II	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	大項目のB評価4個未満
	やや難	無し	施工能力評価型I型	大項目のB評価4個以上
III	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定
IV	易	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定
V	やや難	無し	施工能力評価型I型	
	やや難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定
VI	難	有り	技術提案評価型S型	
	難	有り	技術提案評価型S型	工事特性に応じて選定

区分	大項目6区分	小項目(土木)	評価基準
工事技術的難易度評価	①構造物条件	3項目	●大項目A:対象大項目に対応する各小項目にA判定が1つ以上ある場合 ●大項目B:対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。 ●大項目C:対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。
	②技術特性	2項目	
	③自然条件	5項目	
	④社会条件	7項目	
	⑤マシナリ特性	7項目	
	⑥特別考慮要因	1項目	

「難、やや難、易」の判定	大項目評価
難	・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してよい。
やや難	・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下ある。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

総合評価方式と工事区分別・工事技術的難易度対応表

事業区分	工事区分(構造物分類・構造型式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)		I型	I型 S型	S型 ※		
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シフト、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB	II型	I型 S型	S型 ※			
			易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)		I型	I型 S型	S型 ※		
トンネル(沈理工法)				易	やや難	難	
6. 公園		易	やや難	難			
		II型	I型 S型	S型 ※			

(凡例) II型:施工能力評価型II型、I型:施工能力評価型I型、S型:技術提案評価型S型、※:工事特性に応じて技術提案評価型AIII・AII・AIから選定

(注記) 上記選定表のII型については、本官契約にかかるとはならない工事案件はI型として取り扱うものとする。

総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点

令和5年度 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点(項目)基準

別表2

低い ← 工事技術的難易度 → 高い

評価項目	施工能力評価型						技術提案評価型		A型
	II型			I型			S型	S型(WTO)	
	一般土木工事等 (舗装工事以外)	舗装工事	鋼橋上部	一般土木工事等 (舗装工事以外)	舗装工事	鋼橋上部	(WTO以外)	段階選抜	
企業の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15	『国土交通省直轄工事における総合評価運用ガイドライン』による
同種工事の実績	4	4(5)	4	3	4(5)	3	3	8	
工事成績	5	5	5	3	5	3	5	6	
WLB								1	
成績優秀企業認定	1	1	1	1	1	1	1		
優良工事における下請者表彰				1		1	1		
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	4	4	4	4	4	4	3		
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	2	2	2	2	2	2			
登録基幹技能者				1		1	1		
地元企業活用・若手女性技術者配置				1		1	1		
地域精進度・地域貢献度	4	4(3)		4	4(3)				
地域精進度	1	1(-)		1	1(-)				
地域貢献度	3	3		3	3				
橋梁補修工事の施工実績(耐震工事含む)			2			2			
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有			2			2			
配置予定技術者の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15	
同種工事の施工経験	5	3	5	5	3	5	4	6	
同種工事の施工経験の立場	2	2	2	2	2	2	2	3	
同種工事の地域精進度	1	1	1	1	1	1			
舗装施工管理技術者資格の有無		2			2				
工事成績	8	8	8	8	8	8	6	6	
優良工事技術者表彰等	3	3	3	3	3	3	3		
継続教育(CPDS)の取組状況	1	1	1	1	1	1			
施工計画又は技術提案課題				10	10	10	30	60	
加算点合計	40	40	40	50	50	50	60	段階:30・総合:60	
賃上げの実施による加算点	3	3	3	3	3	3	4	4	

(注1) ・評価項目で該当が無い場合は、削除する。なお、その場合は、合計点が下がる。

(注2) ・特定専門工事審査型は別途配点とする。

(注3) ・一般土木工事の場合、地元企業活用は3億円以上、若手・女性技術者配置は6千万円以上2億円未満が対象となる。

(注4) ・舗装工事(Aランク)の場合、企業の施工能力等の「地域精進度」は、評価対象外とし、同種工事の施工実績は()書きの配点とする。

(注5) ・建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等は、「成績優秀企業認定」、「優良工事における下請者表彰」を適用しない。

(注6) ・賃上げ実施による加算点は、加算点合計の5%以上となるように設定する。(例:加算点合計40点の場合 3点/(40点+3点)=6.98%≧5%)

※工事毎の入札説明書等を確認すること。

評価項目（評価基準と加算点） 1 / 8

評価の 視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点（点）				
			施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型
(1) 企業の施工能力							
①同種工事の施工実績							
	過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績（S）	4	3		8	
		同種性が認められる施工実績（A）	2			4	
		同種性が認められる施工実績（B）	0			0	
②工事成績							
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するこ とを除く。）における過去4カ年度の工事種別と同じ工事 の工事成績評定点の平均点。（小数第1位四捨五入）JV 時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。 ※競争参加資格が「一般土木C・Dランクのみ」の場合 北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するこ とを除く。）における過去4カ年度の一般土木工事の工事 成績評定点の平均点（小数第1位四捨五入）、又は過去 2ヵ年度の維持修繕工事の工事成績評定点の平均点（小 数第1位四捨五入）のうち、いずれか高い方。JV時及び 単体時の工事成績を評価の対象とする。	80点以上	5	3	5		
		78点以上80点未満	4	2	4		
		76点以上78点未満	3		3		
		74点以上76点未満	2	1	2		
		72点以上74点未満	1		1		
		65点以上72点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0				
		65点未満	-5				
	上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通 省（港湾空港関係事務に関するこをを除く）所掌の工事 （旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む） 又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における 工事成績評定点。 JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上				6	
		74点以上78点未満				3	
		74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし					0
③WLB等認定							
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基 づく認定	認定を受けている				1	

注)

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 2 / 8

評価の 視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点（点）								
			施工能力評価型		技術提案評価型						
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型				
	④成績優秀企業										
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く）における過去2カ年度（認定年度）の工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。ただし、認定を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	認定あり		1							
	⑤優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰										
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く）における過去2カ年度（表彰年度）の優良工事表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	優良工事表彰の局長表彰有り		3							
		優良工事表彰の事務長表彰有り		1							
		安全管理優良受注者表彰有り		1							
		※優良工事表彰の局長表彰と事務所長表彰は重複評価しない。なお、優良工事表彰と安全管理優良受注者表彰を合わせて最大4点の加点(S型は最大3点)。									
	⑥生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定										
	北陸地方整備局発注工事（港湾空港関係事務に関するものを除く）における過去1カ年度（表彰年度）の生産性向上技術活用表彰の有無、ICT人材育成推進企業認定を受けている場合、評価する。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	生産性向上技術活用表彰有り		2							
		ICT人材育成推進企業認定有り ICT活用工事成績優秀企業認定有り		1							
		※最も配点の高い表彰・認定を評価、重複評価しない（最大2点）									

注)

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 3 / 8

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点（点）						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型			
	⑦優良工事における下請け表彰企業活用								
	<p>北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することは除く）が過去2ヵ年度に下請負者表彰した企業を下請負予定者（ただし、下請負金額500万円以上の契約）とすることを評価する。</p> <p>ただし、表彰を受けた翌日から申請者の提出期限までに、当該下請負予定者が文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。</p> <p>※当該下請負予定者が当該工事の競争に参加（競争参加確認申請書を提出）した事実が確認された場合は、本項目に基づく加算評価の対象としないものとする。</p>	下請負予定者が表彰有り		1					
	⑧登録基幹技能者配置								
	登録基幹技能者の配置を評価する。	配置有り		1					
	⑨（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）								
	<p>【地元企業活用】（※一般土木Bランク工事に適用可能）</p> <p>〇〇県内に本店を置く建設業の許可を有する企業（地元企業）の1次下請け総額の1次下請け合計金額に対する比率</p> <p>地元企業活用率（％）＝「地元1次下請け合計金額」／「1次下請け合計金額」</p>	地元企業活用率90％以上		1					注)
	<p>【若手・女性技術者配置】</p> <p>担当技術者への若手・女性技術者の配置（男性の場合は30才以下とする）を評価する。</p> <p>※資格・経験は不問とするが、当初契約工期の1/2以上、本工事に従事するものとする。</p>	配置有り		1					

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 4 / 8

評価の 視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点（点）							
			施工能力評価型		技術提案評価型					
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型			
	⑩地域精進度（地理的条件）									
	管内（地域内）における本店所在の有無		1							
	⑪地域貢献度及び災害対応貢献度									
	地域貢献度	北陸地方整備局（事務所含む）の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	3							注)
	〇〇地域における、過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績又は協定、契約の直接締結を有していれば評価する。 JVで実績又は協定、契約の直接締結を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	他機関（国(北陸地方整備局以外)、県、市町村及び高速道路（株））の契約又は協定に基づく災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	2							
		北陸地方整備局（事務所含む）と契約又は協定の直接締結あり	1							
		活動実績、契約又は協定の直接締結なし	0							
	災害対応貢献度	北陸地方整備局（事務所含む）との契約又は協定に基づき災害時等における緊急復旧工事の活動実績有り	2							
	〇〇地域外における過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、災害対策用機械等の運営管理等の活動実績。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績を有していれば評価する。 JVで実績を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	※地域貢献度・災害対応貢献度の合計最大3点を加点								

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 5 / 8

評価の 視点	評価項目		加算点（点）				
	評価内容	評価基準	施工能力評価型		技術提案評価型		
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型
	(2) 配置予定技術者の施工能力（ただし、専任指導者を配置する場合には専任指導者の能力で評価する。※試行工事のみ） （複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。）						
	⑫同種工事の施工経験（地理的条件含む）と立場						
	過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験	より同種性が高い施工実績（S）	5		4	2点×3件 =6	注)
	※施工経験については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も含むものとする。	同種性が認められる施工実績（A）	3		2	1点×3件 =3	
		同種性が認められる施工実績（B）	0		0	0点×3件 =0	
	上記、施工経験の工事における立場	主任（監理）技術者	2		1点×3件 =3		
		現場代理人又は監理技術者補佐	1				
担当技術者		0		0点×3件 =0			
※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。							
上記、施工経験の工事における地域精進度	上記、施工経験の工事が〇〇内の場合	1					

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 6 / 8

評価の 視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点（点）							
			施工能力評価型		技術提案評価型					
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型			
	③工事成績									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)における6カ年度の〇〇工事の工事成績評定点を除く。なお、評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工実績情報システム」(以下:CORINSという。)に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間と後片付け期間及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。(JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。)	80点以上	8	6						
79点以上80点未満		7	5							
78点以上79点未満		6	4							
77点以上78点未満		5								
76点以上77点未満		4								
74点以上76点未満		3								
72点以上74点未満		2								
70点以上72点未満		1								
70点未満又は北陸地方整備局の成績なし		0								
同種工事の施工経験と立場とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関することを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。		78点以上				2点×3 件=6				
74点以上78点未満				1点×3 件=3						
74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				0点×3 件=0						
	※申請された工事の工事成績により評価する。ただし、申請した工事がCORINS登録の従事期間と不一致の場合は、その工事のみ評価の対象としない。									
	④優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者									
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)における4カ年度(表彰年度)の優良工事技術者表彰の有無。(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された表彰も対象とする)	局長表彰有り	3								
	事務所長表彰有り	1								
	※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。									
	および2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無。									

注)

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 7 / 8

評価の 視点	評価項目 評価内容	評価基準	加算点（点）						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
			II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型		
	⑮継続教育（CPD及びCPDS）の取得状況又は技術論文等の投稿状況								
	過去1カ年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合に評価する。 又は、過去1カ年度において投稿された技術論文等の有無。ただし、配置予定技術者本人が執筆した論文等で、技術雑誌等で公開されたものとする。また、評価対象技術論文等は、以下のとおり。 「北陸の建設技術」技術レポート 「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文 「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文	前年度中に単位取得値1.0以上有り 又は 技術論文等の投稿有り	1						
	(3) 施工体制評価（※ただし、技術提案評価型A型は必要に応じて適用）								
	⑯品質確保の実行性								
	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		15					注)
		工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合		5					
		その他		0					
	⑰施工体制評価								
	施工体制確認の書類提出日数と入札無効 施工体制確認書類の提出要請日の翌日から3日とするともに、追加資料提出の意思のないものは「入札無効」とする。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		15					
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合		5					
		その他		0					

注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

評価項目（評価基準と加算点） 8 / 8

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点（点）					
	評価内容			施工能力評価型		技術提案評価型			
				II型	I型	S型	S型 (WTO) <段階選 抜>	A型	
(4) 施工計画あるいは技術提案									
	施工能力評価型 (施工計画)	(I型)			10				注)
	技術提案評価型 (技術提案)	(S型)	WTO			30			
							60		
		(A型)							
	WTO	ヒアリング	技術提案に対する理解度	理解度に応じて、上記技術提案毎の加算点に次の係数を乗じる。				× 1.0	
				a：技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。				× 0.5	
				b：技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。				× 0.0	
			c：上記以外。					× 0.0	

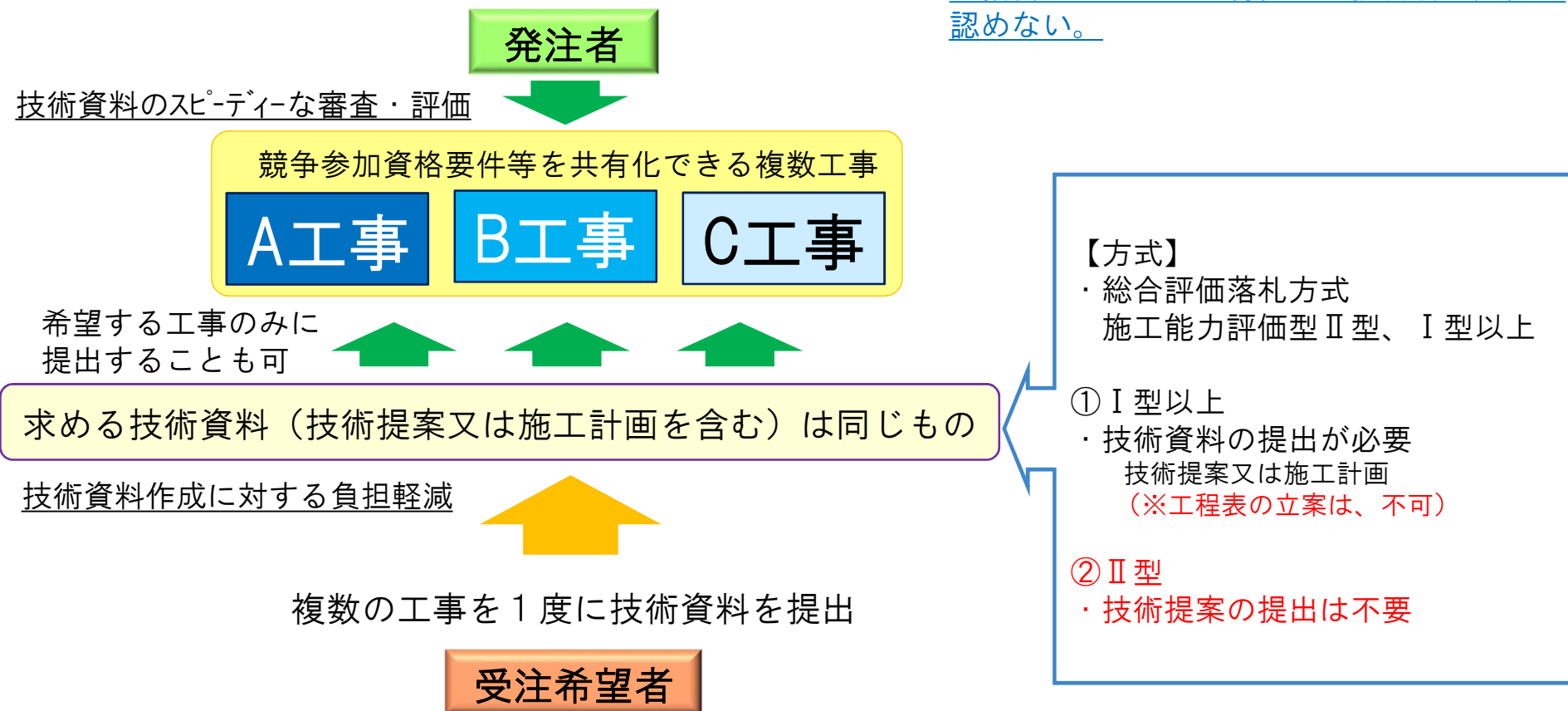
注) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」による

參考資料

一括審査方式【適用範囲の変更】

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする^{こと}で、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、これまでは施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）としていたが、**技術資料の提案が不要なⅡ型においても可能**とする。

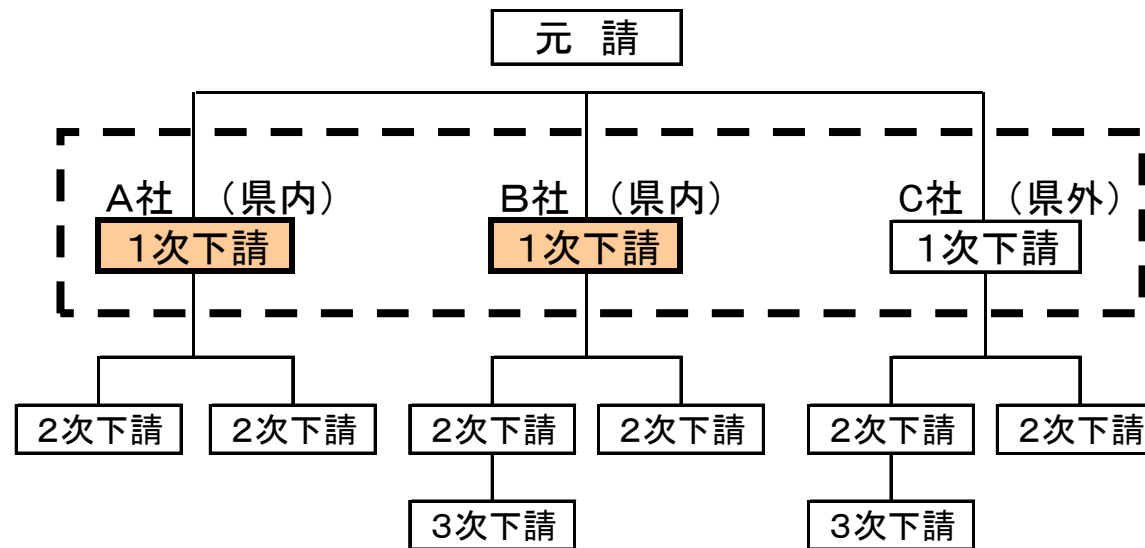
※ 一括審査方式内での特例監理技術者の配置は認めない。



「地元企業活用審査型」 総合評価落札方式の試行【継続】

【試行概要】

- 中堅企業（一般土木B）を対象とした工事において実施
- 地元企業の下請け活用を図るため「当該県内に本店を置く企業」の活用度合を評価



地元企業の1次下請合計金額

1次下請合計金額

・地元企業活用率の配点

- ① 90%以上：I型(1点)、S型(1点)
- ② 90%未満：I型(0点)、S型(0点)

「特定専門工事審査型」 総合評価落札方式の試行【継続】

【試行概要】

特定専門工事（杭基礎工など）が工事全体に占める品質確保の重要度の高い工事において試行を継続する。

専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、**入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力を評価**する総合評価落札方式

【対象工事】

杭基礎工を含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が高い工事
場所打ち杭の杭長が長い（長さが概ね40m以上を対象）

【評価項目】

特定専門工事業者の施工実績で評価

工事名	総合評価タイプ	専門工事の内容	施工実績の配点
〇〇橋下部工事	施工能力評価型Ⅰ型	(橋台1基) φ1500 L=41.0m N=9本	杭長35m以上：1点 杭長35m未満：0点

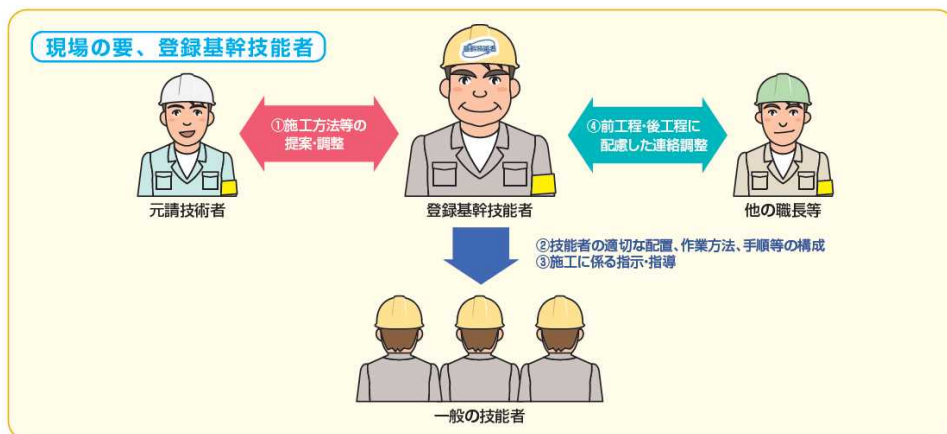
登録基幹技能者の配置を評価する試行工事を継続

登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の役割

登録基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整



登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)	登録番号	登録基幹技能者講習の種類 (登録年月日)
1	登録電気工事基幹技能者 (H20.5.13)	18	登録内装仕上工事基幹技能者 (H20.12.26)
2	登録橋梁基幹技能者 (H20.7.17)	19	登録サッシ・カーテンウォール 基幹技能者 (H21.2.13)
3	登録造園基幹技能者 (H20.7.17)	20	登録エクステリア基幹技能者 (H21.3.5)
4	登録コンクリート圧送 基幹技能者 (H20.7.18)	21	登録建築板金基幹技能者 (H21.3.5)
5	登録防水基幹技能者 (H20.8.19)	22	登録外壁仕上基幹技能者 (H21.4.28)
6	登録トンネル基幹技能者 (H20.9.1)	23	登録ダクト基幹技能者 (H21.4.28)
7	登録建設塗装基幹技能者 (H20.9.1)	24	登録保温保冷基幹技能者 (H21.11.27)
8	登録左官基幹技能者 (H20.9.1)	25	登録グラウト基幹技能者 (H21.11.27)
9	登録機械土工基幹技能者 (H20.9.17)	26	登録冷凍空調基幹技能者 (H22.3.25)
10	登録海上起重基幹技能者 (H20.9.19)	27	登録運動施設基幹技能者 (H22.3.25)
11	登録PC基幹技能者 (H20.9.30)	28	登録基礎工基幹技能者 (H23.12.16)
12	登録鉄筋基幹技能者 (H20.9.30)	29	登録タイル張り基幹技能者 (H24.7.26)
13	登録圧搾基幹技能者 (H20.9.30)	30	登録標識・路面標示基幹技能者 (H24.10.29)
14	登録型枠基幹技能者 (H20.9.30)	31	登録消火設備基幹技能者 (H25.7.3)
15	登録配管基幹技能者 (H20.10.16)	32	登録建築大工基幹技能者 (H26.1.27)
16	登録腐・土工基幹技能者 (H20.12.12)	33	登録硝子工事基幹技能者 (H27.1.22)
17	登録切断穿孔基幹技能者 (H20.12.12)		

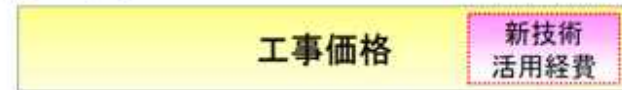
新技術の活用促進

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上及び若手技術者等の確保のため、これまでのNETIS活用実績の評価に加え、「**新技術導入促進型総合評価落札方式**」等を導入

新技術導入促進(Ⅰ)型(総合評価落札方式)【**実用段階にある新技術**を対象】

- 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】



※工事価格には、一般管理費等を含む

新技術導入促進(Ⅱ)型(総合評価落札方式)【**研究開発段階にある新技術**を対象】

- 技術提案評価型において、**上限額(入札価格の数%程度)**を示したうえで、主として実用段階に達していない**新技術の開発**、または**要素技術の検証**に関する提案を求め、当該工事での実施の妥当性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】



※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

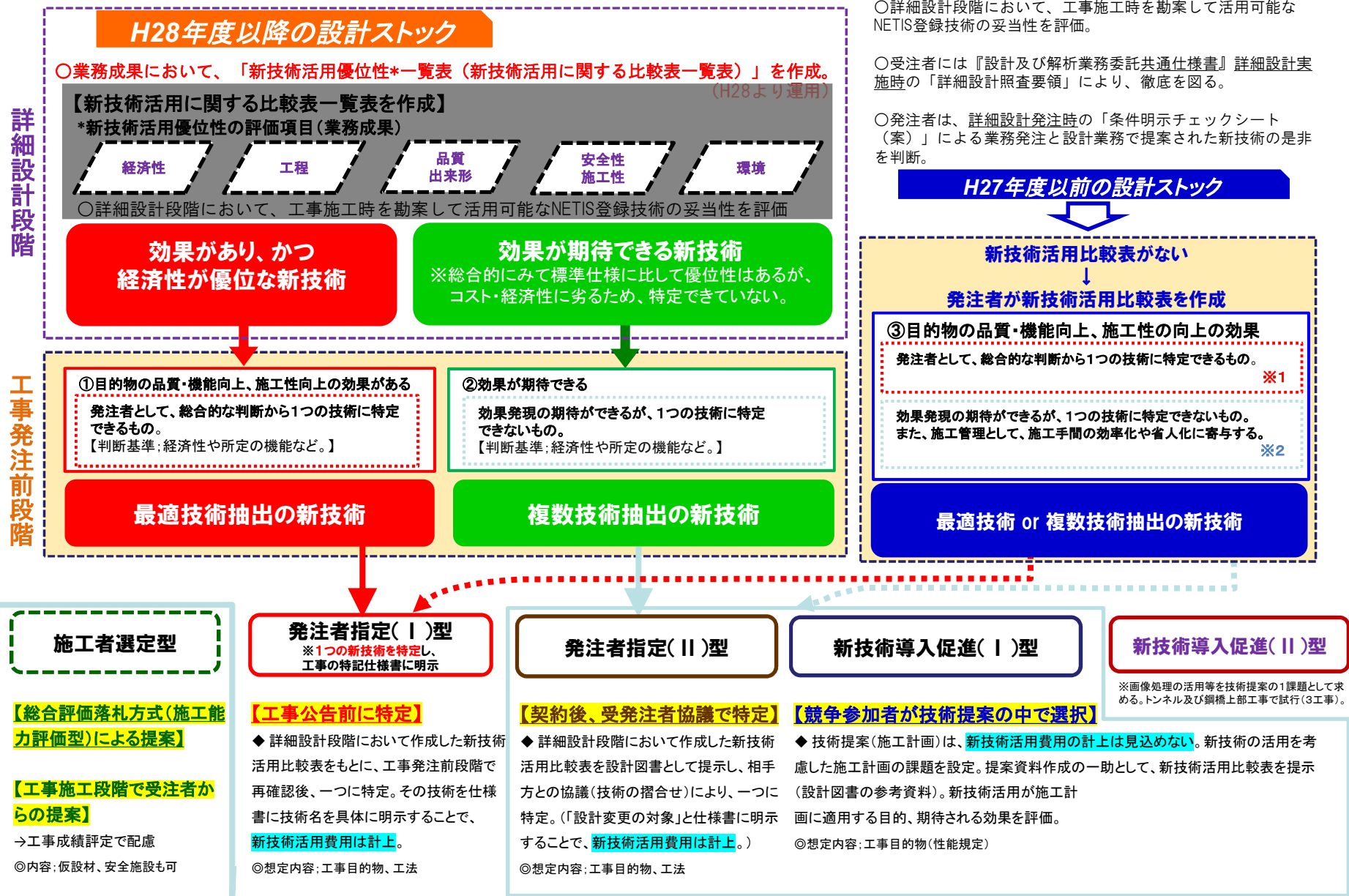
技術提案・交渉方式(ECI方式)型

- 大規模構造物を対象とした工事**については、新技術活用分野が多岐にわたることから、**設計段階から施工会社が技術等の提案を行うこと**により、**工法、材料等についても新技術の導入を促進**

【実施形態イメージ】



詳細設計から工事発注まで（新技術活用パターン）



ICT 関連表彰制度の枠組み

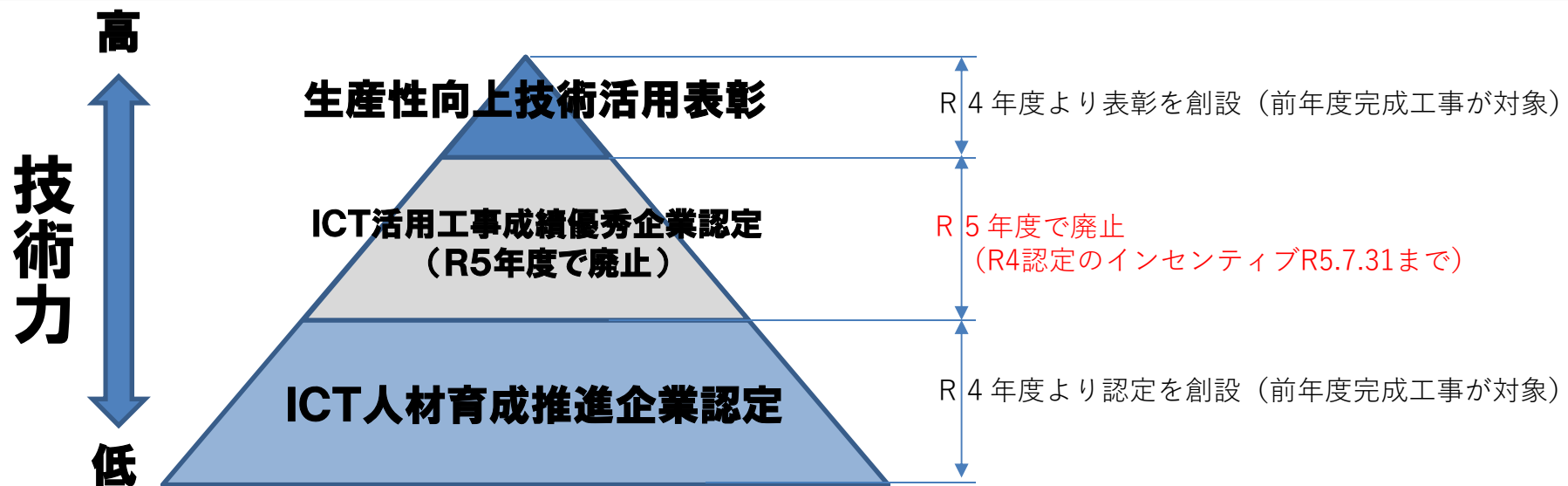
ICT活用工事のさらなる推進と先進的な取り組みによりi-Constructionを推進させる制度を創設

生産性向上技術活用表彰

建設現場・委託業務において魅力ある現場に変えていくために、革新的技術の活用等により生産性向上を図る i-Construction、BIM/CIM、DX等の取組について先進的な技術の拡大を推進することを目的とし、優れた取り組みを行った企業を局長が表彰する。

ICT人材育成推進企業認定(試行)

令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向け、3次元データを扱う技術者育成を目的に、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員(下請企業含む)を対象にICTスキルアップの講習会を開催した企業を「ICT人材育成推進企業」に認定する制度。



生産性向上技術活用表彰 ～先進的な技術の活用によりi-Constructionを推進～

表彰の目的

建設現場・委託業務において魅力ある現場に変えていくために、革新的技術の活用等により生産性向上を図る i-Construction、BIM/CIM、DX等の取組について先進的な技術の拡大を推進することを目的とし、優れた取り組みを行った企業を局長が表彰する。

表彰対象

- 当該年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務
※効果が確認できるものであれば、施工中のものも可とする。
- 建設現場の**生産性・技術の向上に寄与する新技術の活用、既存技術の新たな活用分野の開拓などで一定の効果が得られたもの**から次に掲げる分野について**有効性、先進性、独自性、波及性**の観点から斟酌する。

- ・3次元測量・設計
- ・ICTの活用
- ・BIM/CIMの活用
- ・プレキャスト製品の活用
- ・新技術の活用
- ・工事書類の簡素化
- ・遠隔臨場
- ・品質向上の取組
- ・i-Constructionに係る人材育成、講習会の実施
- ・安全に関する技術の活用
- ・その他

※i-Construction はICT、BIM/CIMの活用だけでなく、技術の新たな活用分野の開拓など**生産性向上に係る取組全般を対象**。

表彰除外

- 建設業法による営業停止を受けた場合、又は北陸地方整備局長から指名停止若しくは文書注意の措置を受けた会社は除外する。また、重大（死亡等）事故発災後、措置が決定していない工事を有する会社も除外する。
なお、JV構成員のいずれかが上記に該当する場合も除外する。

総合評価のインセンティブ

【工事】

- 配点は優良工事表彰と同等に評価。

【委託業務】

- 配点は優良委託業務表彰と同等に評価。

その他【参考】

有効性：明確（定量的）な成果が確認できるか
先進性：取組が先進的であるか
独自性：自社開発など他にない取組であるか（必須ではない）
波及性：他団体等への波及が期待できる取組か

ICT人材育成推進企業認定の試行～ICTの活用拡大に向け、人材育成推進企業を認定～

- ◆ ICT活用工事トップランナーを育成するための、令和4年度より『ICT人材育成推進企業認定』を創設し、ICT技術者育成に貢献した企業を評価する。
- ◆ 令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向け、3次元データを扱う技術者育成を図るため、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICT技術の向上を目的とした講習会等を開催した企業のうち、選定委員会においてその内容が認められた企業を「ICT人材育成推進企業」に認定する。
- ◆ 認定企業にはインセンティブとして総合評価加点対象とする。
- ◆ 令和4年度で『ICT活用工事成績優秀企業認定』を廃止し、本認定制度へ切替え。

■表彰対象

- ・当該年度に完成した北陸地方整備局発注のICT活用工事を対象とし、翌年度に認定する。
- ・令和5年度以降、前年度の4月1日から3月31日までに完成した工事を対象とし認定する。

■「ICT人材育成推進企業認定」までの流れ

①実施計画書作成

講習会実施計画書を作成し、主任監督員の確認を得る。

【内容】

- ・開催日時
- ・講習内容
- ・参加予定人数 等

②講習会の開催

- ・講習会の企画運営、講師依頼、会場設営など実施

③実施状況の報告

講習会実施報告書を作成し、主任監督員の確認を得る

【内容】

- ・講習会の開催状況
- ・参加人数 等

認定基準を満たす講習会であれば、

**ICT人材育成
推進企業に認定**

※認定基準(案)

講習会を実施した工事の請負工事成績評定が80点以上で、以下の条件を満たす講習会等を開催。

- ① 自社職員(当該工事における下請企業を含む)を対象に実施。ただし、他企業や発注者側が参加することも可
- ② 概ね4時間の講習会を2回以上開催
(3次元データを扱う各段階で実施。測量・設計などまとめた開催も可。)

自治体実績評価型及びチャレンジ型の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事成績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。
（チャレンジ型の試行）【継続】

評価内容

評価項目		R4 施工能力評価型I型	自治体実績活用型 ※③
企業の 施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4ヵ年) 又は 県 工事成績(4ヵ年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4ヵ年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	4
	国 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年) 国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	4	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年) 国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年) 国 ICT活用工事優秀企業認定の有無(過去1ヵ年)	2	-
	優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
	登録基幹技能者の配置	1 ※①	1 ※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
地域精通度	1	1	
地域貢献度・災害対応度	3	3 ※②	
配置 予定 技術 者の 等	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6ヵ年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年) 継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	局長:3 事務所長:1 1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1 1
施工計画(設定テーマ)		10	10
合計		50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①: 対象工事のみ加算

※②: 競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③: 対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

企業能力評価型の試行【新規】

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- ・事務負担軽減の効果や入札手続き時に技術者の拘束を要しないことによる不調不落防止に期待
 ⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業の能力等	施工実績
	工事成績 表彰 ...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等 ...
	...
技術者の能力等	施工実績 工事成績 表彰 ...
	...
技術提案 (施工計画)	

（企業能力評価型）

企業の能力等	施工実績
	工事成績 表彰 ...
地域 精通度	地理的条件 災害協定等 ...
	...
技術提案 (施工計画)	



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
 ⇒ 技術者を拘束不要、事務手続きの負担軽減

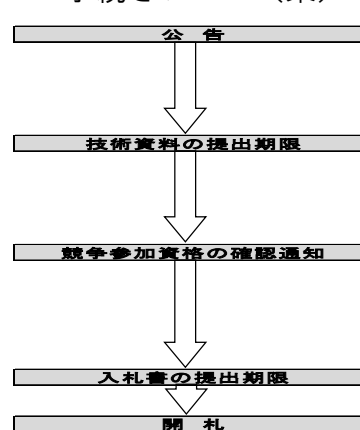
令和5年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目	施工能力評価Ⅰ型	企業能力評価型	
① 企業の施工能力等	同種工事の施工実績	4	4
	工事成績（平均点4ヵ年）	5	5
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無（過去2ヵ年）	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無（過去2ヵ年）	2	2
	国 生産性向上技術活用表彰の有無（過去1ヵ年）	2	2
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無（過去1ヵ年） 国 ICT活用工事優秀企業認定の有無（過去1ヵ年）	1	1
地域精通度	3	3	
地域貢献度・災害貢献度	20	20	
② 配置予定技術者等	同種工事の施工経験と立場	8	-
	工事成績（6ヵ年）	8	-
	優良工事技術者表彰の有無（過去2ヵ年）	3	-
	継続教育の取組（技術研鑽度評価含む）	1	-
③ 施工計画	同種工事の施工経験と立場	20	-
	同種工事の施工経験と立場	10	-
合計（①+②）	50	20	

配置予定技術者の評価を省略
 （加算点合計50⇒20点）

■手続きフロー（案）



施工能力評価Ⅰ型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
 （日数計30⇒20日程度）

競争参加資格要件の緩和

- 工事難易度が比較的低い(工事難易度Ⅱ以下)場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の同種工事実績や経験に対し、要件の緩和を認めることができる。
- 要件緩和を行った工事は、企業の施工能力等と配置予定技術者の施工能力等の評価において、要件緩和に応じた同種性の評価基準を設定。

【例】掘削20,000m³の工事において同種性を求めた場合

	企業の施工能力等 (同種工事の施工実績)		配置予定技術者の施工能力等 (同種工事の施工経験)	
	通常	要件緩和の場合	通常	要件緩和の場合
より同種性が高い施工実績 (S)	20,000m ³ 以上の実績	同左	20,000m ³ 以上の実績	同左
同種性が高い施工実績 (A)	15,000m ³ 以上 20,000m ³ 未満の実績	同左	15,000m ³ 以上 20,000m ³ 未満の実績	掘削の実績 (施工量は求めない)
同種性が認められる施工実績 (B)	10,000m ³ 以上 15,000m ³ 未満の実績	掘削の実績 (施工量は求めない)	10,000m ³ 以上 15,000m ³ 未満の実績	公共工事の実績 (同種性は問わない)

注1: 要件緩和された施工実績を持っていれば欠格とはならない。

注2: 要件緩和を適用した場合は、専任指導者制度は対象外とする。

注3: 公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

段階的選抜方式の活用（一次選抜者の選定方式の一部見直し試行） 【継続】

多様な入札契約制度 ①段階選抜方式（WTO対象案件）の試行

段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

- 令和3年度の政府調達案件（WTO）であるA工事において、**受注機会の確保・拡大及び段階選抜方式2次審査進出者の固定化防止などを目的**に、北陸地整ではこれまでの段階選抜方式（審査事項：企業および技術者評価）で**技術提案1事項も併せて1次審査を行う試行**を実施した。
 - 結果は、一定数であるが、発注者の意図としていた、企業・技術者+技術提案の組み合わせで、**2次審査へ進む15位圏内の入れ替わりが確認**できた。
- ⇒**受注機会の確保・選抜者の固定化防止に寄与しており、引き続き令和5年度も試行を継続**する。

A工事の試行結果（一次審査）

No.	会社名	従来の方式 (企業・技術者評価)		順位	会社名	今回の試行 (企業・技術者評価+技術提案)		順位
1	A社	30		1	A社	30 + 14 = 44		1
2	B社	30		1	N社	27 + 14 = 41		2
3	C社	30		1	Q社	26 + 14 = 40		3
4	D社	30		1	B社	30 + 7 = 37		4
5	E社	30		1	C社	30 + 7 = 37		4
6	F社	30		1	D社	30 + 7 = 37		4
7	G社	30		1	E社	30 + 7 = 37		4
8	H社	30		1	F社	30 + 7 = 37		4
9	I社	30		1	G社	30 + 7 = 37		4
10	J社	29		10	H社	30 + 7 = 37		4
11	K社	29		10	Y社	22 + 14 = 36		11
12	L社	29		10	J社	29 + 7 = 36		11
13	M社	29		10	K社	29 + 7 = 36		11
14	N社	27		14	L社	29 + 7 = 36		11
15	O社	27		14	M社	29 + 7 = 36		11
16	P社	27		14	Z社	21 + 14 = 35		16
17	Q社	26		17	O社	27 + 7 = 34		17
18	R社	26		17	P社	27 + 7 = 34		17
19	S社	26		17	R社	26 + 7 = 33		19
20	T社	26		17	S社	26 + 7 = 33		19
21	U社	26		17	T社	26 + 7 = 33		19
22	V社	23		22	U社	26 + 7 = 33		19
23	W社	23		22	I社	30 + 1 = 31		23
24	X社	23		22	V社	23 + 7 = 30		24
25	Y社	22		25	W社	23 + 7 = 30		24
26	Z社	21		26	AA社	21 + 7 = 28		26
27	AA社	21		26	X社	23 + 1 = 24		27
28	BB社	10		28	BB社	10 + 7 = 17		28

1. アンケート集約数内訳



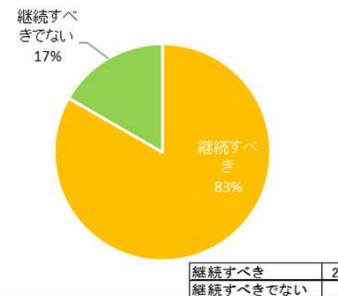
提出	24
未提出	4
計	28
集約率	86%

対象	数	対象(全体)	数	集約率
選抜者	14	(選抜)	15	93%
非選抜者	10	(非選抜)	13	77%
計	24		28	

アンケート数24社（内訳としては段階選抜の選抜者14社、非選抜者10社） 参考：全参加者28社

15位ライン

2. 一次審査で技術提案を求める試行



受注機会の拡大・確保及び固定化の防止という観点では、『有効である』とし、8割強の社が、今後も限定的な試行を求めている結果であった。

段階的選抜方式の活用（一次選抜者の選定方式の一部見直し試行）【継続】

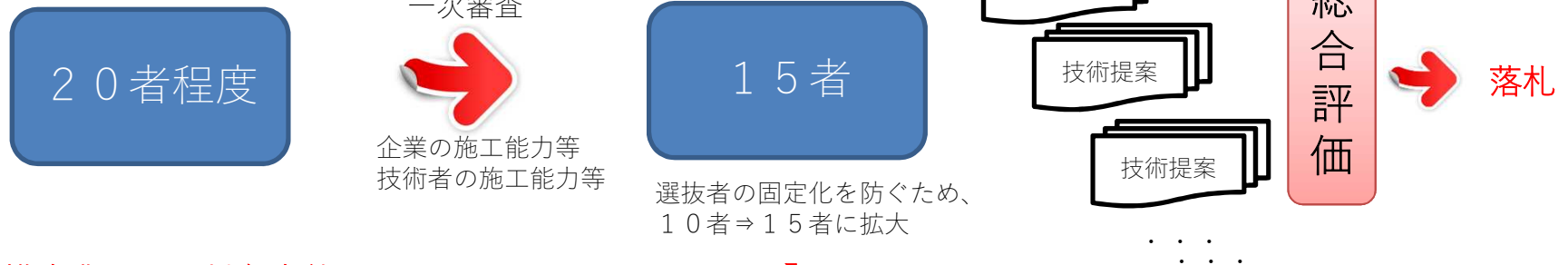
②段階選抜方式（WTO対象案件）の試行（大規模事業で段階選抜方式の見直し）

段階的選抜方式運用の見直し（一部工事で試行）

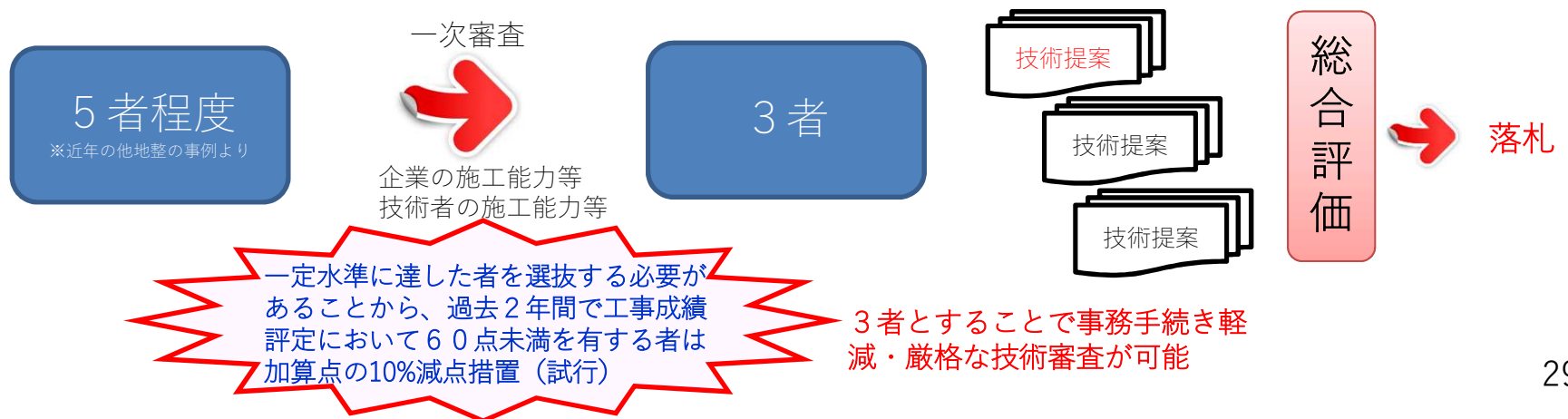
- 国土交通省直轄工事における『総合評価落札方式の運用ガイドライン』では、技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事においては、段階的選抜方式を活用することにより、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図ることが望ましいとされており、一次審査における絞り込みの考え方として、技術提案評価型S型：5～10者程度、**技術提案評価型A型：3～5者程度**の目安が記載されている。
- また、**大規模事業については、国民の財産・生命を守る重要な構造物**であるとともに、**地域のシンボリックな構造物**になることから、品質・出来映えも重要な評価項目となる。品確法に基づき、一定水準に達した者を選抜する必要があることから、**過去の工事成績において、60点未満を有する者については、段階的選抜方式において、加算点の10%を減点する措置（JV構成員含む）**を講ずる。（試行）

【従来のWTO対象案件（技術提案評価型S型）】

トンネル工事など



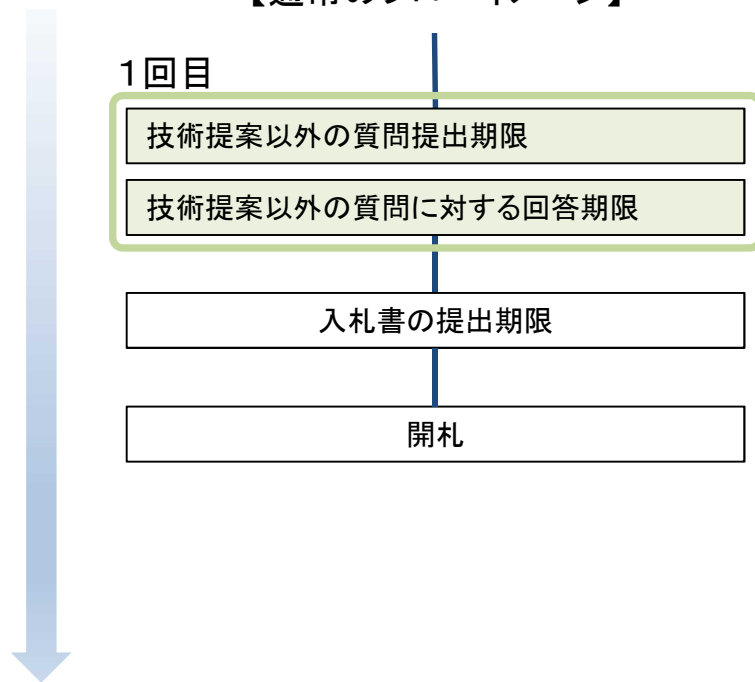
【大規模事業WTO対象案件（技術提案評価型A型・ECI方式）】



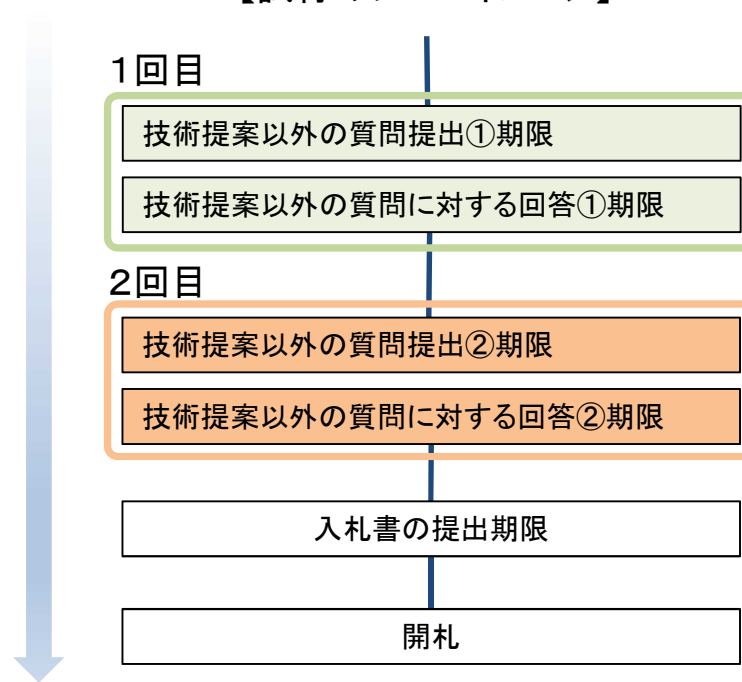
資料等に関する質問回答の拡充【継続】

WTO工事における企業間の競争のうち入札4. 多様な入札契約制度の取組：⑥資料等に関する質問回答の拡充
 参加者が入札価格を決定する上での発注者側積算の内容を質問する機会があり、その質問回答を更問い等が可能な様に2回に増や
 す試行。(S型以上の一部)

【通常のフローイメージ】

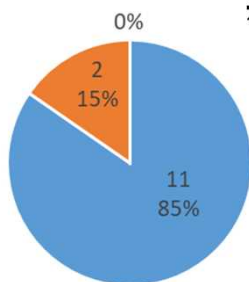


【試行のフローイメージ】



入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち13社の回答



- 複数回の質問回答の取組みを継続・拡大すべき
- 1回で構わない
- どちらとも言えない

【受注者の意見(自由回答)】

- ・複数回の回答により積算に係る疑問点など、従前より解消される。
- ・1回目の回答についても、まだ不明な点があり、再度質問ができるので継続してほしい。
- ・質問回答と入札までの期間を長くしてほしい。

労務費見積宣言モデル工事の試行【継続】

労務費見積尊重宣言モデル工事

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。（S型（WTO）を対象）

「労務費見積り尊重宣言」

建設技能者賃金の更なる引き上げに向けて

平成30年9月18日
一般社団法人日本建設業連合会

将来の担い手確保を見据えた建設技能者の処遇改善は建設業界全体にとって最大の課題である。中でも処遇の基本中の基本である賃金については、政府には公共工事設計労務単価6年連続引き上げという後押しをいただき、日建連においても平成25年7月に決定した「労務賃金改善等推進要綱」等に基づき公共工事について設計労務単価表を添付した上で見積りを徴収するなどの取組みを行ってきた結果、年間約445万円（※）まで上昇してきたが、平成26年4月の「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」で示した「全産業労働者平均（年間約552万円）」という目標には、まだまだ2割以上の引き上げが必要である。

（※）2017年厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による年間賃金総支給額

一方、公共工事設計労務単価の上昇率の推移などをみると最近賃金の伸びの鈍化がうかがえることを踏まえ、去る3月27日、石井国土交通大臣から建設業関係4団体に対し「公共工事、民間工事を問わず建設業の担い手の給与引き上げを目に見える形で進めていただきたい。その際、週休2日工事における補正措置も含め現場の技能者まで給与が確実に行き渡るよう、各団体には更に思い切った具体的な取組の実施をお願いする。」との要請がなされた。

そのような中、（一社）建設産業専門団体連合会では、5月31日、「技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める」ことを決議されている。今後、建設技能者賃金を全産業労働者平均に向かって持続的に引き上げていくためには、まず各専門工事事業が積極的に給与の引き上げを行い、元請に対して必要な労務賃金、法定福利費を明確にした見積りを提出し、元請がそれに応じて適切に支払うという好循環が広がっていくことが望まれる。

日建連としては、専門工事事業が行う技能に見合った給与の引き上げに必要な労務費（労務賃金）を確実に支払うことで元請として共同での好循環を促進するため、ここに「労務費見積り尊重宣言」を行う。

「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

◎日建連においては、会員各社の宣言に基づく取組みを推進するため、

- ① 会員企業の代表的な具体的取組み内容、方法等を会員各社に紹介する。
- ② 会員各社の「労務費見積り尊重宣言」の取組み状況を毎年フォローアップ・公表（※）し、取組みの徹底を図る。

（※）個社名は出さない

【労務費見積尊重宣言】

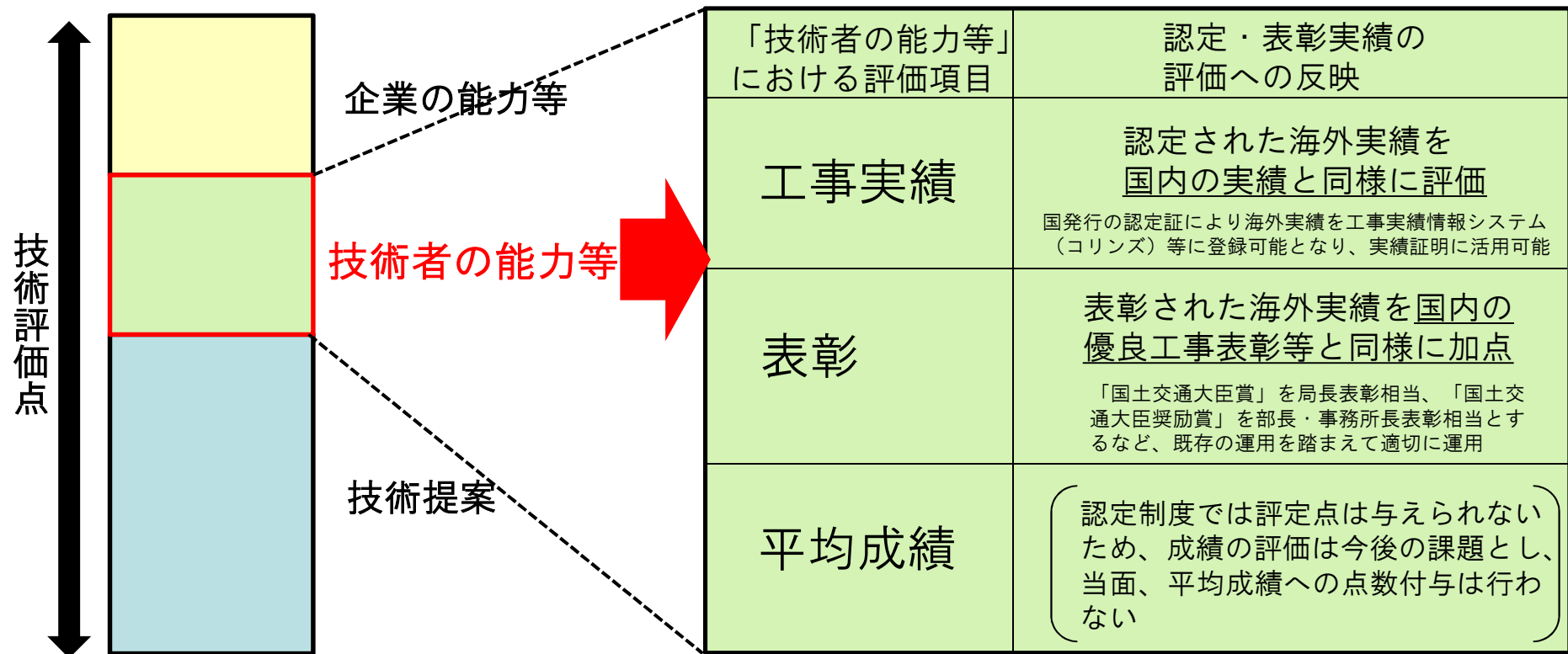
- ① 『労務費見積尊重宣言』の確認
- ② 見積書に労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を期した誓約書の確認
- ③ 上記①②両方を満たす者に加点評価（1点）

海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度

- 海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年度に公告する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用（イメージ）

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

技術の研鑽度評価の試行【継続】

○継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対象に拡大。

○技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌や学会論文で公開されたものとする。

○評価対象論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とする。

◆評価対象論文等

「北陸の建設技術」技術レポート

「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文

「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文

※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外(○○技報、企業名入り雑誌)。

※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。

※工事ごとの競争参加資格条件(入札説明書等)に、上記の評価対象論文リストを掲載。

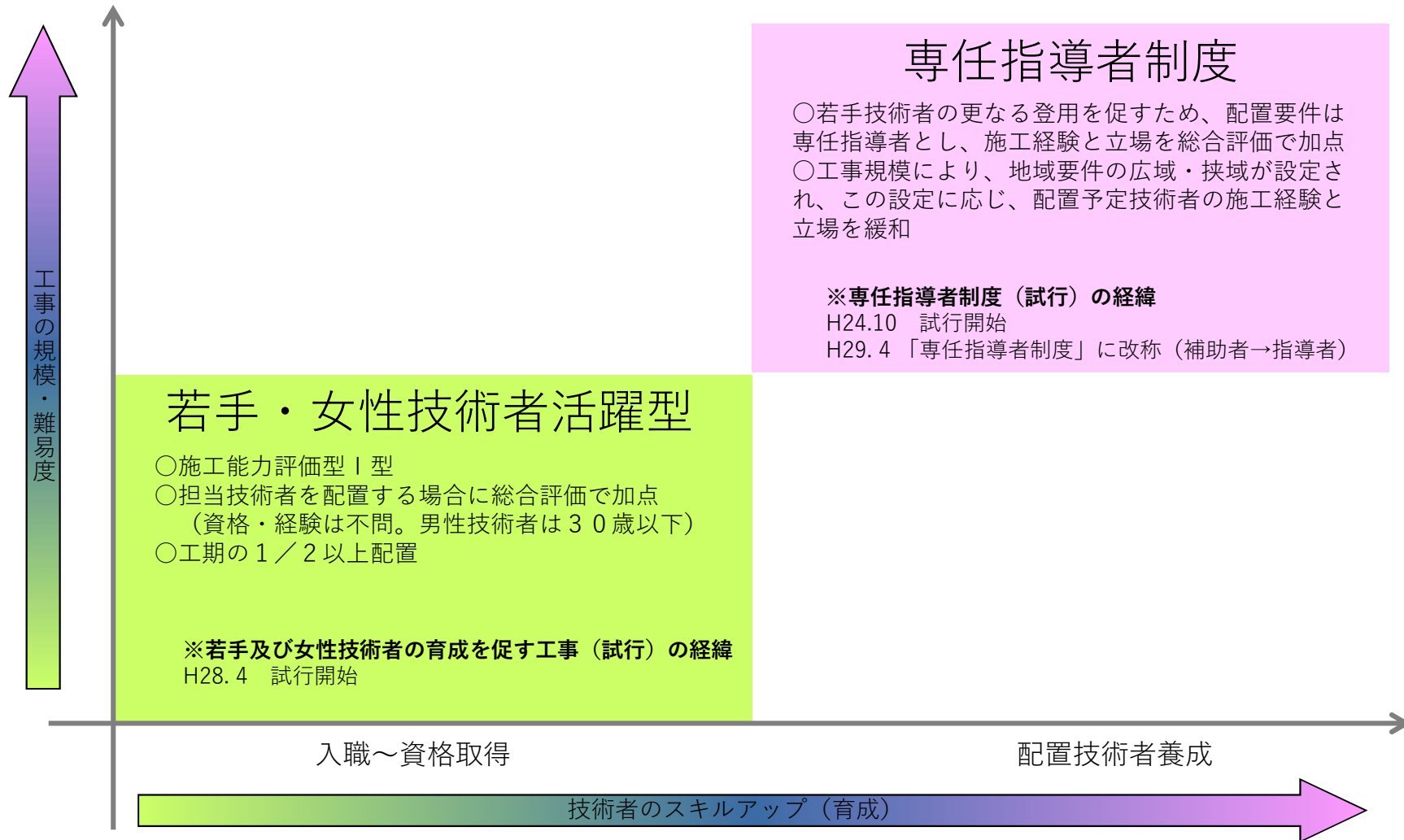
◆継続教育の評価手法

①前年度の継続教育(CPD及びCPDS)の取得(1.0)状況の評価

②配置予定技術者の技術研鑽度(技術論文の投稿)の評価【**継続**】

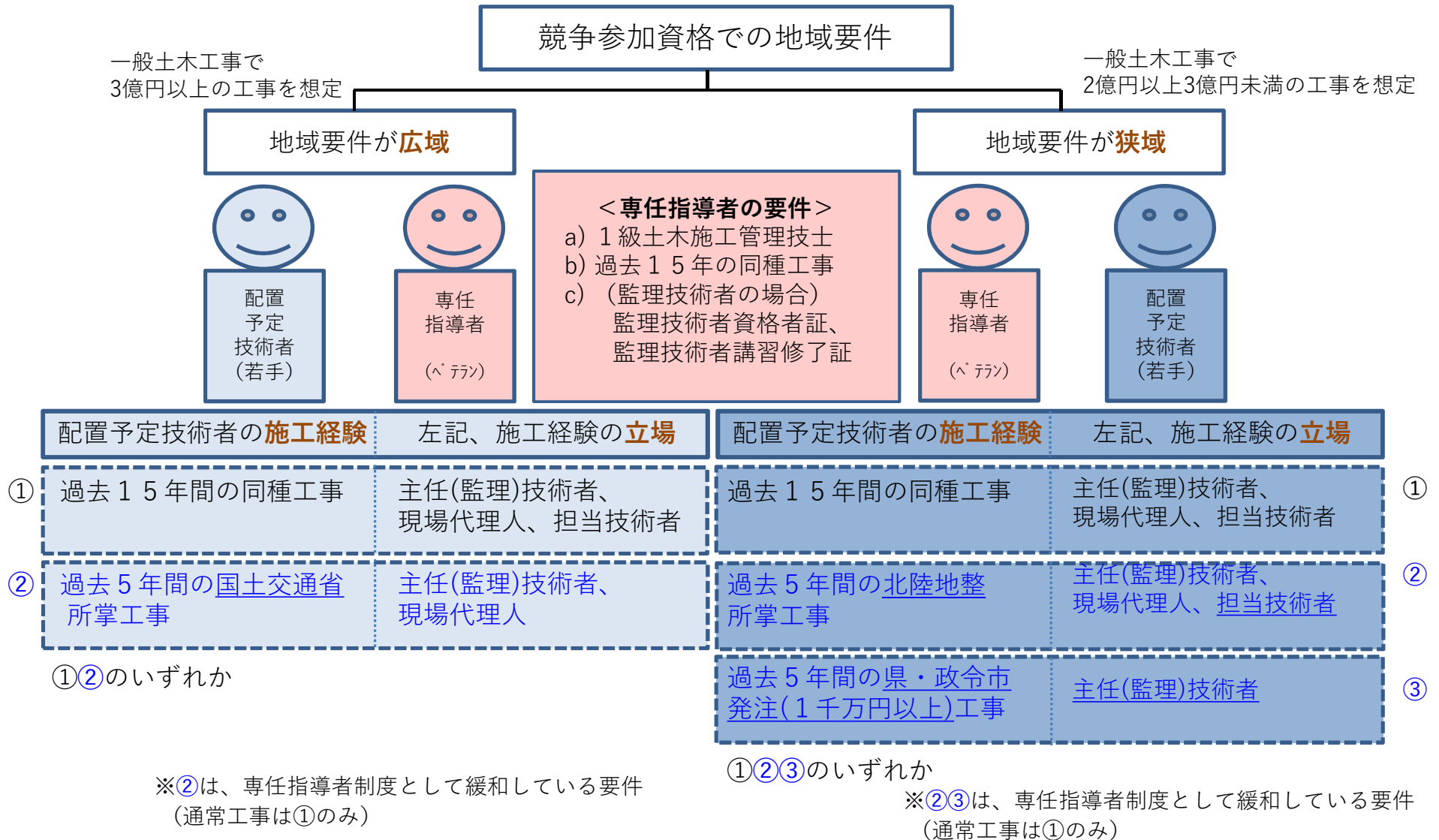
※上記①、②は重複して評価せず、どちらか一方の評価で1点を加点する。

次代担い手育成と専任指導者制度



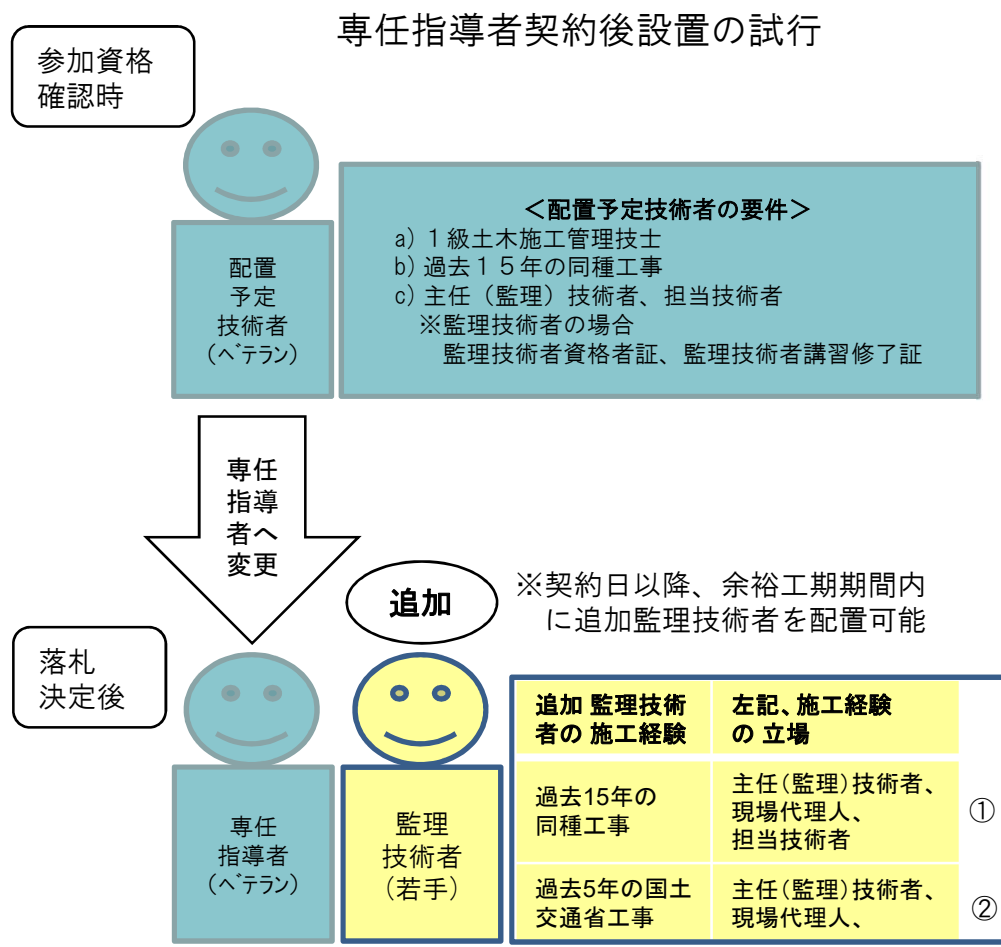
専任指導者制度【継続】

○若手技術者の更なる登用を促すため、地域要件に応じて配置予定技術者の施工経験と立場を緩和。



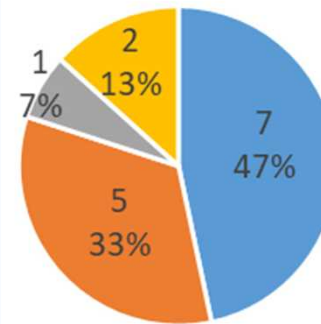
専任指導者契約後設置の試行【継続】

専任指導者契約後設置については、これまで申請時において監理技術者と専任指導者を提出し、その両方を評価していたが、近年の技術者不足から、実績をより多く積める技術者対策の一環として、申請時には配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）として申請し、契約後に一定の要件を満足する監理技術者を擁立し、申請時の技術者を専任指導者に変更できる試行（S型以上の一部を対象）。



入札参加社のアンケート結果

※入札参加19社のうち15社の回答



- WTOは、今後も継続・拡大すべき
- WTO以外も含め、今後も継続・拡大すべき
- 今後継続すべきではない
- どちらでもよい

【受注者の意見(自由回答)】

- ・他の技術者が実績を多く積めることにより、今後の受注機会の確保にもつながる。
- ・技術者の高齢化に加え、若手技術者が不足していることから、今後の技術者育成にも役立つ。
- ・技術者が不足する中で、監理技術者相当の技術者が2名必要となり、入札参加機会の減少につながる。

①②のいずれか
 ※②は、専任指導者制度として緩和している要件（通常工事は①のみ）

参加者の有無を確認する公募手続き【継続】

【背景・課題】

- 機械設備は、新設した業者の技術的ノウハウによりシステム構成されおり、修繕工数の多くは新設時施工業者しか施工できず、近年の技術者不足も重なり不調不落が増加。
- 契約した維持修繕工事でも多くが1社応札の状況。

【課題解決の方策】

- 機械設備修繕工事の不調不落対策を目的とする。
- 新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続き」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

【対象工事】

工 種：河川用水門設備（大形）、ダム用水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、車両計測設備、昇降設備の修繕工事

（過去5ヶ年において契約の過半数が1社応札であり、また1社応札が複数回発生している工種を基本とし、それ以外の工種は今後必要に応じて対象とすることを検討する。）

工事規模：W T O（6.9億円）未満

難易度：制限しない

注）平成25年度に関東地整で試行を開始し、現在は東北・中部・近畿・中国・九州地整で試行。

【実施結果】

- 令和4年度は3件の工事で摘要
選択取水設備修繕工事1件、排水ポンプ設備修繕工事2件
- 3工事とも新設時施工業者が受注し、不調不落対策に寄与。

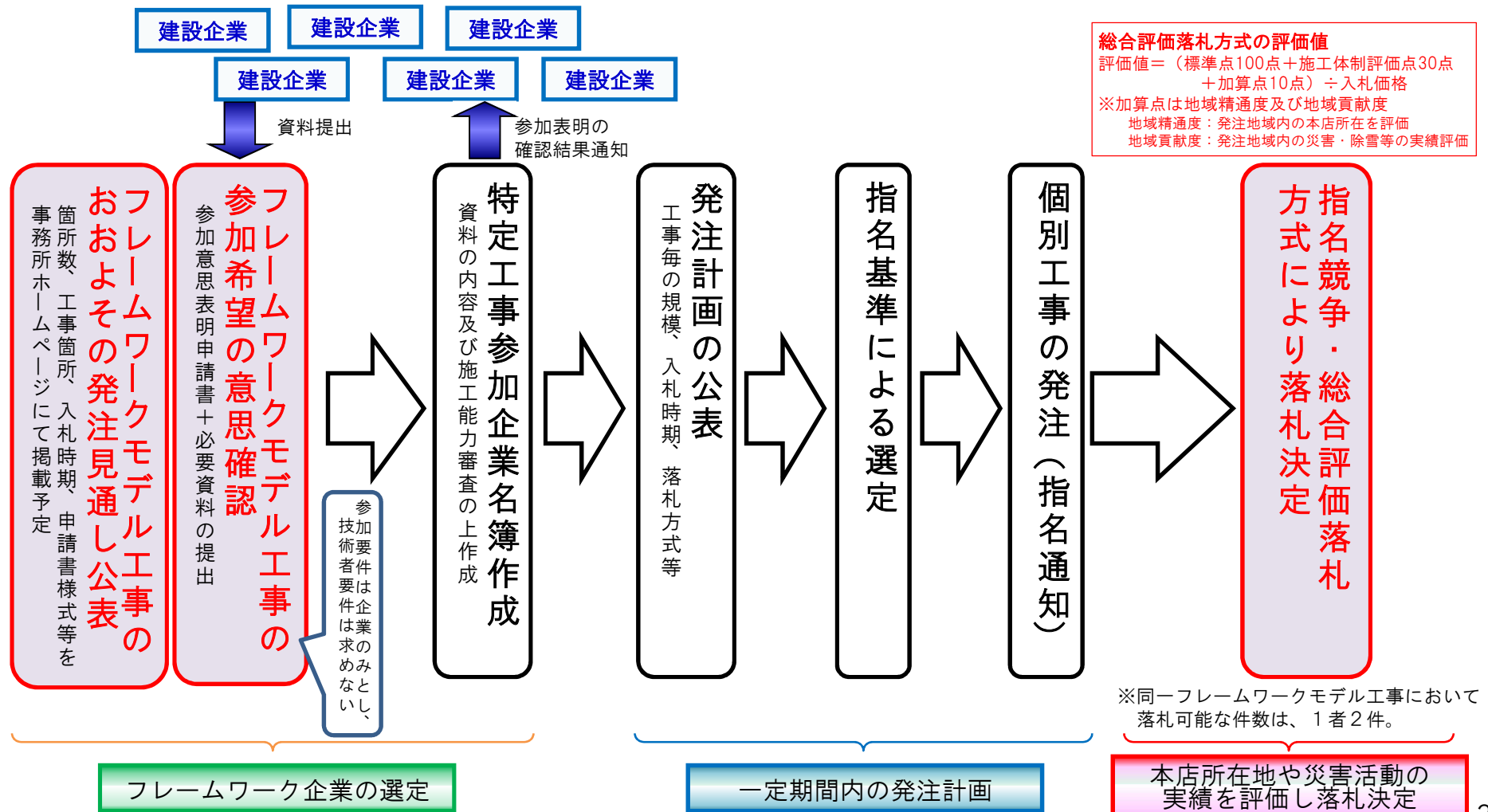
【一般土木工事への適用】

- 砂防堰堤仮設工撤去他工事は、令和3年3月15日に公告したが、参加表明者1者で、かつ入札辞退(不参加)。
- 一般的な砂防工事ではなく特殊な施工が必要となることから敬遠
 - 施工対象設備の技術的ノウハウを有する新設時施工業者以外の者による施工が困難であることが想定されることから「機械設備工事における参加者確認型契約方式」を一般土木工事へ適用（試行）。
 - 新設時の施工業者が受注し、不調不落対策に寄与

⇒不調不落対策に寄与しており、引き続き、試行を継続する。

FWモデルの活用

- 一定の地域内で類似する複数の工事について、予め参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行。
- 工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる工事において試行。
- 提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。



ECI方式の活用

ECI（技術提案・交渉）方式とは？

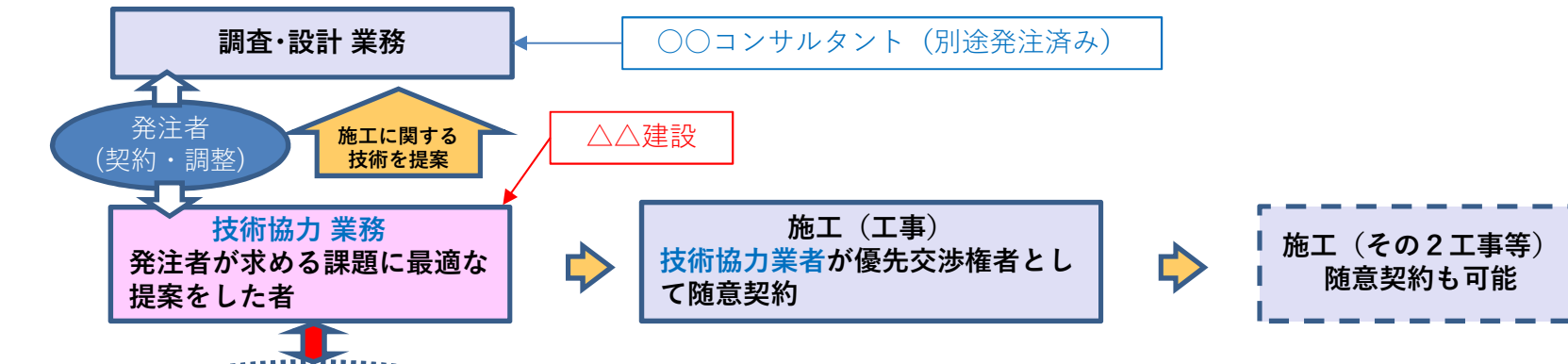
「設計」と「施工」の段階を分離しつつ、設計段階において施工者ノウハウを反映するもの。

ECI方式のメリット

- ① 施工に関する技術（施工法・仮設など）が設計に反映されるため、設計成果の修正等の手戻りが少ない。
- ② 設計段階から施工者が技術提案するため、工法・材料など新技術の導入が促進される。
- ③ 設計と工事発注の手続きが同時に進行できるため、事業全体の工期短縮が可能。

⇒ 適切な仕様設定が困難な工事に適用し、技術協力を受けているところ。引き続き、ECI方式の活用を図る。

【ECI方式による事業の流れ】



技術協力業務における
 ①設定課題（テーマ）の妥当性
 ②選定結果と内容の妥当性
 について委員会等で審議

【ECI方式適用事例】

案件名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 工事	詳細設計	工事施工	
	発注者を介して技術協 技術協力業務		
B 工事	詳細設計	工事施工	
	発注者を介して技術協 技術協力業務		

--> 詳細設計の成果を基に技術協力業務の受注者と随意契約
--> 詳細設計の成果を基に技術協力業務の受注者と複数の年度毎に随意契約